七　第二十四条第七号の火薬庫の内面	七　火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。
七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面	七の二　火薬庫の床面の材料を、目視等又は図面により検査する。
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備	九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等又は図面により検査する。
十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。
十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組	十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。
十二　第二十四条第十二号の避雷装置	十二　避雷装置の有無を、目視等により検査する。
十三　第二十四条第十三号の土堤	十三　土堤の有無を、目視等により検査する。
十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備	十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の設置の状況を、目視等又は図面により検査する。

七　第二十四条第七号の火薬庫の内面	七　火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面	七の二　火薬庫の床面の材料を、目視又は図面により検査する。
八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八　火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備	九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視又は図面により検査する。
十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組	十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
十二　第二十四条第十二号の避雷装置	十二　避雷装置の有無を、目視により検査する。
十三　第二十四条第十三号の土堤	十三　土堤の有無を、目視により検査する。
十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備	十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の設置の状況を、目視又は図面により検査する。